

被災者生活支援編

第1章 予防計画

第1節 活動体制・施設資機材等の整備

第1 被災者支援のための備え

発災後、指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、指定避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていく。

また、住宅の被災等による各家庭での食糧、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、災害発生直後から被災者に対し円滑に食糧、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達体制の整備を行っていく。

1 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

(1) 避難場所・避難所の指定

市は、切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための指定避難所を次のとおり指定する。

また、住民等に対し、あらかじめ避難所の運営管理のため必要な知識等の普及を進める。

① 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者、避難者等がその危険から逃れるための施設又は場所。(指定緊急避難場所については本計画では避難場所と標記している。)

② 指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。(指定避難所については、本計画では避難所と標記している。)

市は、避難所と避難場所が混同され、避難場所に多数の市民が避難した令和元年度台風第19号での教訓を踏まえ、洪水浸水想定区域内に立地する高層階が浸水しない公共施設に対して、避難場所の指定から外し、災害時に要配慮者が優先的に利用する避難施設として「さいごの逃げ込み施設」と呼び、積極的に避難するスペースではなく、逃げ遅れた市民が最終的に使用する施設である旨を市民へ周知啓発を行う。

なお、公共施設以外にも避難先を確保する必要性があるため、古河ホテル旅館組合と災害時における宿泊施設等の提供に関する協定を締結しており、河川決壊などの大規模災害が発生した際に備え長期的な避難生活が特に難しい高齢者や障がい者等の要配慮者のための避難所確保に努めている。

(2) 避難所の備蓄物資及び設備の整備

市は、各避難所内に避難所運営に必要な物品を整備し、災害発生のおそれがある際などに備える。なお、整備する物品は次に示すとおりである。

- ①懐中電灯/ランタン/電池
- ②ラジオ
- ③ベスト
- ④救急セット
- ⑤コンベックス
- ⑥軍手
- ⑦ブルーシート
- ⑧タオル/雑巾
- ⑨ペン/鉛筆/鉛筆削り/消しゴム/はさみ/カッター/模造紙/コピー用紙 他
- ⑩養生テープ/立入禁止テープ
- ⑪マスク/衛星手袋/フェイスシールド/検温計/消毒液 他
- ⑫電源タップ
- ⑬メガホン
- ⑭ハザードマップ・ガイドブック
- ⑮掲示物一式
- ⑯避難者台帳等の受付様式一式
- ⑰避難所運営マニュアル 他
- ⑱災害時優先電話

また、避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記など要配慮者への対応を積極的に行っていく。

(3) 避難所の耐震性の確保

市は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施し、必要に応じて補強や耐力度調査による改築を進める。

2 食糧、生活必需品の供給体制の整備

(1) 食糧、生活必需品の備蓄及び調達体制の整備

市は、想定される風水害に対し食糧、毛布等を備蓄する。その際、避難所に指定されている施設及び市役所等を備蓄場所として整備する。

また、災害時において被災者に対する食糧の供給が必要となった場合、米穀・乾パンの買い受けを円滑に行えるよう、県、農林水産省生産局等との連絡・協力体制の整備を図っておく。このほか、生産者、生活協同組合、農業協同組合、その他販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、事業者と物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等をする。

なお、市の備蓄形態は、公的備蓄及び流通在庫備蓄の2形態とし、市は想定されるり災人口の概ね3日分を災害初期の対応として目標としつつも、備蓄に関しては地域完結型となるよう強化を行う。また、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者等の要配慮者や女性や子どものニーズへも配慮することが必要である。

避難所生活等において必要となる各種の生活必需品について、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、事業者と物資調達に関する契約及び協定を締結、更新する。

さらに、避難所等における仮設トイレの設置やし尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結するなど協力体制を整備しておく。

(2) 事業所及び住民の備蓄

事業所及び住民は、災害時におけるライフライン施設や食糧等の流通が途絶えることを考慮し、概ね3日分に相当する食糧等や生活必需品等を目標として備える。また、市は、事業者及び住民に対して物質備蓄に関する啓発活動を推進するものとする。

3 応急給水体制の整備

(1) 応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備

市は、風水害等により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、施設の早期復旧を図るとともに、速やかに応急給水活動が行えるよう、次の応急給水資機材の備蓄・更新及び調達体制の整備を行い、給水用資機材及び給水車等の保有状況並びに給水能力を常に把握しておく。

- ①給水タンク車
- ②給水タンク
- ③浄水器
- ④ポリ容器
- ⑤ポリ袋等

また、特に災害に備え、給水地域の各家庭において容量10～20リットルのポリ容器を常備しておくよう、住民に周知徹底を図る。

(2) 耐震型地下式貯水タンク及び井戸の整備

市は、避難所又はその周辺地域において、耐震型地下式貯水タンク及び井戸の整備を行う。

すでに市では、耐震型地下式貯水タンク(100 m³)を上辺見小学校、小堤小学校、水海小学校、下大野小学校、古河第一小学校、古河第三小学校、古河第四小学校、古河市総合公園、三和健康ふれあいスポーツセンターの9箇所に整備済みである。

さらに、三和浄水場内の取水井戸は緊急用自家発電を備えて給水拠点として使用できる。

(3) 検水体制の整備

市は、井戸水等を飲用しなければならない場合に、飲用の適否を調べるため水質検査が行える体制を整備しておく。

資料 6-1 避難所及び避難場所一覧

第2 要配慮者安全確保のための備え

近年の災害では、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児・児童、心身障がい者や日本語での災害情報が理解できにくい外国人など要配慮者と呼ばれる方々の犠牲が多くな

被災者生活支援編
第1章 予防計画
第1節 活動体制・施設資機材等の整備

っている。

このため、要配慮者が利用する施設管理者は、風水害等から配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平時から支援体制を整備するよう努めると共に、市は施設管理者へ助言を行うものとする。

また、要配慮者のうち、特に支援が必要な者を避難行動要支援者と位置づけ、別に定める「古河市避難行動要支援者の支援に関する計画」に基づき、避難行動要支援者の避難体制を整備し、推進する。

1 要配慮者に配慮した社会環境の整備

(1) バリアフリー化の促進

市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤の整備はもちろんのこと、都市施設全体のバリアフリー化を促進していく。

(2) 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の整備

広域にわたって被害をもたらす大規模災害においては、行政が対応できる範囲に限界も生じるため、地域の住民やボランティア等と協力しあい、一体となって要配慮者の安全確保に取り組んでいくことが必要である。したがって、市は、施設等管理者、近隣住民、自主防災組織等の協力やボランティア等とのネットワークにより、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、行政と地域住民及びボランティア等との協力のもと、被災者支援の仕組みの整備等をする。また、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、名簿の整備、避難訓練の実施を一層図る。

(3) 福祉避難所の指定

市は、指定避難所での生活に、支障を来す要配慮者等を避難させるため、既存の福祉施設等を福祉避難所として確保するよう努める。

また、福祉避難所は、公共施設を優先的に指定するが、民間の社会福祉施設や宿泊施設も利用できるよう拡充を図るとともに、市民への広報活動や避難者への支援にあたる人材の確保に努める。

なお、福祉避難所の整備に係る詳細は「古河市福祉避難所基本計画」によるものとする。

〈 福祉避難所一覧 〉

施設名	住 所	電話番号
つつみ公民館	古河市小堤 1766	0280-98-5530
セミナーハウス誠心館	古河市女沼 290-1	0280-92-7153
三和地域福祉センター	古河市仁連 2228-7	0280-77-1900

2 要配慮者利用施設の安全体制の確保

(1) 防災組織体制の整備

要配慮者が利用する社会福祉施設等（以下社会福祉施設等）の所有者又は管理者（以下「施設等管理者」という。）は、災害時に備えてあらかじめ防災組織を整え、

職員の職務分担、動員体制及び避難誘導體制等の整備を図るとともに、施設利用者の情報（緊急連絡先、日常生活自立度等）について整理・管理し、避難に関する計画を作成しなければならない。

市は、要配慮者が利用する社会福祉施設等における防災組織体制の整備を促進し、避難に関する計画作成についての助言を行い、施設利用者の安全確保を促進する。

(2) 応援体制の整備

夜間、休日等、施設職員が少ない状況で考えうる最悪の場合にも対応できるよう、要配慮者の安全確保体制の整備を行わなければならない。

また、施設等管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段等の整備を図るとともに、他の社会福祉施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

(3) 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設等管理者は、地震災害時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断の実施や耐震補強工事を進めるものとし、市はこれを促進する。

また、市は、要配慮者の災害時の拠点となる公立社会福祉施設について、施設入所者等の安全確保を図るため、計画的に耐震診断を行い必要に応じ耐震補強工事を行う。

(4) 防災資機材の整備、食糧等の備蓄

施設等管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食糧、飲料水、医薬品等を備蓄する。

また、市は、社会福祉施設等に対し、防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を促進する。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

施設等管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育・訓練を行うとともに、夜間又は休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した多様な世代が参加できる合同防災訓練を定期的実施する。

また、市は、施設等管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた多様な世代が参加できる総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

(6) 浸水想定及び土砂災害警戒区域内の要配慮者施設の安全確保

水防法・土砂災害防止法に基づき浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画の作成、教育・訓練を実施し市へ報告しなければならない。

市は対象となる施設について、地域防災計画に記載し、計画の策定及び訓練の実施について定期的に確認するとともに支援を行うものとする。

また、市は管理者が適切な避難誘導を実施するための、洪水予報等及び避難情報を各施設に伝達する。

3 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

市では、避難行動要支援者の支援を実施するための基礎として、下記に該当する者を対象とし、避難行動要支援者名簿を作成する。

- ① 75歳以上の高齢者のみの世帯の人
- ② 要介護者（要介護3～5の該当者）
- ③ 身体障がい者（身体障害者手帳1級、2級）
- ④ 知的障がい者（療育手帳㊦、A）
- ⑤ 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1級）
- ⑥ 上記と同程度の者で、市長が避難行動要支援者と認める人

(2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市の保有する情報に基づき、平常時から避難行動要支援者に関する下記情報の収集及び整理をする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所（又は居所）
- ⑤ 電話番号
- ⑥ 支援を必要とする事由
- ⑦ その他必要な事項

(3) 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変更することから、住民異動情報や要介護、障害に関する情報等を定期的集約し、名簿を更新する。

(4) 避難支援等関係者となる者

市では、避難行動要支援者の支援にあたり、公的機関のほか、近隣住民等で直接支援する者を地域支援者と位置づけ、避難支援関係者とする。

- ① 自治会・行政区
- ② 自主防災組織
- ③ 民生委員・児童委員
- ④ 古河市消防団
- ⑤ 茨城西南広域市町村圏事務組合消防本部
- ⑥ 古河警察署
- ⑦ 社会福祉法人古河市社会福祉協議会
- ⑧ 陸上自衛隊（第1施設団・施設学校）
- ⑨ 日本赤十字社茨城県支部
- ⑩ 個別支援計画の作成支援を行う福祉事業所

(5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる措置

市は、避難支援等関係者に対して名簿情報の適正管理を徹底するため、下記の事項を遵守させるものとする。また、名簿提供先に対し、個人情報の取扱いに関する

指導を行う。

- ① 正当な理由なく、避難行動要支援者の支援に関して知り得たすべての秘密を漏えいしないこと。
- ② 支援以外の目的で名簿を使用し、又は複製及び転写しないこと。
- ③ 名簿を第三者に提供しないこと。
- ④ 名簿を毀損又は紛失しないよう厳重に保管すること。
- ⑤ 名簿を紛失したときは、直ちに市長に報告すること。
- ⑥ 名簿の返還を請求されたとき又は保管する必要がなくなったときは、直ちに市長に返還すること。

- (6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

第3章 第4節 第1 避難指示・誘導 を準用する。

資料編 10-1 洪水浸水想定区域内要配慮者施設一覧

資料編 10-2 洪水浸水想定区域内要配慮者施設情報伝達系統図

4 在宅災害時要支援者の救護体制の確保

- (1) 避難行動要支援者の状況把握

災害時に迅速な救助活動を実施するためには、平常時から避難行動要支援者の所在等の状況について把握しておくことが必要である。

したがって、市は、在宅サービスや民生委員活動等により把握した避難行動要支援者に係る情報（避難行動要支援者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医療機関等）の整理・保管等を行うことにより、避難行動要支援者の所在や介護体制の有無等を把握する。

また、民生委員、消防団、警察、保健所等、関係機関等の連携を図り、個人情報の取扱いに充分留意しつつ、情報の共有化を図る。

- (2) 緊急通報システムの整備

市は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、避難行動要支援者に対する緊急通報システムについて必要に応じ改善を行う。

- (3) 相互協力体制の整備

市は、民生委員を中心として、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織）、避難行動要支援者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などとの連携により、避難行動要支援者の安全確保に係る相互協力体制を整備する。

また、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、防災担当部署と福祉担当部署との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、個別避難計画の策定をするとともに、避難支援体制を整備する。

- (4) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

市は、近隣住民（自主防災組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、避難行動要支援者やその家族を含めた防災訓練を実施

する。

また、避難行動要支援者の防災行動マニュアルの策定など、避難行動要支援者に十分配慮したきめ細かな防災に関する普及・啓発を図る。

5 外国人に対する防災対策の充実

(1) 外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援が出来るように、平常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在を把握する。

(2) 外国人を含めた防災訓練の実施

市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を実施する。

(3) 防災知識の普及・啓発

市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識を普及・啓発する。

また、市は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、様々な機会を捉え、氏名や住所、連絡先、言語、血液型などを記載する災害時マニュアルを配布し、携行を促進する。

(4) 外国人が安心して生活できる環境の整備

1)外国人相談体制の充実

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、市の窓口対応の充実を図る。

2)外国人にやさしいまちづくりの促進

市は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置する。

また、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進める。

3)外国人への行政情報の提供

市は、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット等、各種の広報媒体の多言語化を図るとともに、避難場所や避難路等の標識の明確化防災対策対話集の作成など、外国人に対する防災情報の充実を図る。

4)外国人と日本人とのネットワークの形成

市は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークを形成する。

5)語学ボランティアの確保

市は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその担当窓口を設置するとともに、多言語による防災対策対話集などの作成

に努める。

6 児童に対する防災対策の充実

市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制を構築する。

第2章 応急対策計画

第1節 被災者生活支援

第1 被災者の把握

地震・風水害等による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急及び復旧対策を推進していくことが必要である。特に、救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため、被災者の把握に関わる業務を積極的に行っていく。

1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握

(1) 登録窓口の設置

市は、発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を避難所に設置する。登録は、り災台帳様式を用いる。

(2) 避難者等の調査の実施

1) 調査体制の整備

市は、災害救助法の適用、避難所の開設、食糧・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるようあらかじめ調査体制を整備する。

① 調査チームの編成

被災者状況、建築物被害等を把握するため、関係部局の職員やボランティア等からなる調査チームを地域別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。調査人員が不足な場合には他部班員、自主防災組織に協力を求める。

② 調査に用いる様式

調査にあたっては、り災台帳様式を用い、調査結果を世帯単位で記載する。

2) 調査の実施

市は、1)に基づき調査を実施する。必要があれば、県に調査を要請する。

3) 調査結果の報告

市は、調査結果を統括し、災害対策本部各部の実施する対策に活用するとともに、救助法の適用、避難所の開設、食糧・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定について県に対し調査結果を報告する。

資料 13-1 被害の判定基準表

第2 避難所の開設・運営、避難生活の確保、健康管理

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては避難所等を開設し、一時的に收容保護する必要がある。しかしながら、不特定多数の被災者を收容する場合、感染性疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。

このため、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう別に定めた「避難所開設・運営マニュアル」に従い、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していく。

1 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設

市は、被害状況により避難所を設置する必要があると認められるときは、次により避難所を開設する。開設は、避難所に指定された施設管理者が実施する。休日や夜間で避難所指定施設の管理者が不在のときは、職員を派遣し、避難所の開設にあたる。

また、市は、高齢者等要配慮者に配慮して、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用をはかるほか、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設を確保する。

なお、指定避難施設の管理者は、災害の状況により、緊急に避難措置の必要があると判断したときは、開設の指示がない場合でも、避難所の開設準備を行う。

避難所の開設にあたっては、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討する。

1) 基本事項

① 対象者

- ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ 現に災害に遭遇（旅館の宿泊人、通行人等）した者
- ウ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

② 設置場所

- ア 避難所としてあらかじめ指定している施設
- イ 広域避難地等に設置する小屋、テント等の野外收容施設
- ウ 民間賃貸住宅

③ 設置期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受ける。

2) 避難所開設の要請

市は、避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外收容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

3) 避難所開設の報告

市は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ① 避難所開設の目的
- ② 所数及び収容人員
- ③ 設期間の見込み

(2) 避難所の運営

市は、避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティアを各避難所に配置して、各組織の役割分担を定めて運営を行う。さらに必要があれば、県、近隣市町に対しても協力を要請する。

また、市は、避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

避難所を開設し、避難所の受入れを行った際は、食糧・生活必需品の供給数の把握及び市民からの問い合わせ等に対応するため、直ちに避難者名簿を作成する。名簿の作成は、避難者に避難者カードを交付し、原則として避難者各人が記入する。避難所内での運営の状況については、避難所日誌に記録するとともに、適宜、避難者の収容状況、帰宅状況等を本部班へ報告する。調達要請した必要な食糧、生活必需品については、物品受払簿への記帳管理を行う。

また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても配慮する。民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否を確認して、把握した情報について市に提供する。

なお、避難所運営委員会を結成するよう要請する。運営委員会には女性が参画し、避難所運営に主体的に係るよう啓発する。

(3) 避難所における住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止を図り、次のような点に心掛ける。また、市は、平常時から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図る。

- 1) 自治組織の結成とリーダーへの協力
- 2) ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守
- 3) 避難行動要支援者への配慮
- 4) プライバシーの保護
- 5) その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項
- 6) ペットの飼育に関するルールの遵守

(4) 避難の長期化が予想される場合

災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を考慮し、必要に応じて、旅館やホテル等を避難場所として確保し、避難者に対して確保した施設に移動するよう促す。

(5) 広域避難の受入要請

市は災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、市外（県外の市町村含む）への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等

への収容が必要であると判断した場合には、他市町村と広域避難収容に関する協議・要請を行うとともに、県のその状況を報告し支援を要請する。

2 避難所生活環境の整備

(1) 衛生環境の維持

市は、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、洗濯に必要な物資等の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理とともに、簡易ベッドの活用、ごみの処理、冷暖房施設の設置を行う。

入浴に関しては、移動入浴車の活用等により入浴の提供を行うとともに、県に対し、入浴温水シャワー施設を所有する事業者、自衛隊、ゴルフ場、銭湯等への協力依頼を要請する。また、避難場所における家庭動物のためのスペースも確保する。

(2) 対象者に合わせた場所の確保

市は、避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障害者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行うとともに、具体的な衛生教育を行う。

なお、一般の避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて市町村は福祉避難所を設置する。

(3) 清潔保持に必要な知識の普及

県及び市町村は、インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。

3 健康管理

(1) 被災者の健康状態の把握

1)市は、県と協力し、医師、保健師、看護師、管理栄養士等で構成する巡回相談チームを編成し、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など避難所ごとの健康状態の把握を行う。

2)巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討が出来るようにする。

3)継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。

(2) 被災者の精神状態の把握

1)市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減を図る。

2)市は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保し、ボランティア等の協力を得ながら行う。

(3) 継続的要援助者のリストアップ

市は、援助者が変更しても継続援助が提供出来るよう個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

被災者生活支援編
第2章 応急対策計画
第1節 被災者生活支援

(4) 関係機関との連携の強化

市は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

4 精神衛生、カウンセリング

(1) 心の救護所活動への協力

市は、県精神保健福祉センター、保健所に設置される心の救護所における救護活動に協力する。

(2) 児童、高齢者、障害者、外国人に対する心のケア対策の実施

ボランティアの支援を得ながら、医師や臨床心理士等児童精神医学等の専門家によるプレイセラピーを実施するとともに、高齢者に対して十分配慮するほか、情報の入手が困難な外国人に対しても適切なケアを行う。

(3) 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

被災者の心理的ケアに対応するため、市は、県と協力し、「心のケア」や「PTSD(心的外傷後ストレス障害)」に関するパンフレットを被災者に配布するとともに、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

第3 ボランティア活動の支援

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市町村及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、県及び市は、被災者の生活救援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図る。

1 ボランティア「受入窓口」の設置・運営

(1) 受入体制の確保

災害発生後直ちに、市社会福祉協議会にボランティア現地本部を設置する。また、県社会福祉協議会ではボランティア支援本部が設置され、ボランティアの受入体制を確保することとなっている。

(2) 「受入窓口」の運営

市社会福祉協議会が運営するボランティア現地本部における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- ①被災者ニーズの把握、市からの情報収集
- ②ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り
- ③ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- ④ボランティアの受付
- ⑤ボランティア連絡会議の開催
- ⑥市との連絡調整
- ⑦ボランティア活動のための地図及び在宅要援護者のデータ作成・提供
- ⑧ボランティア支援本部へのボランティアの応援要請

⑨その他被災者の生活支援に必要な活動

2 ボランティア「受入窓口」との連携・協力

(1) ボランティア現地本部及びボランティア支援本部との連携

市は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し、市とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供及び広報活動等を行う。

(2) ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- 1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2) 避難生活者の支援（水汲み、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等）
- 3) 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）
- 4) 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）
- 5) その他被災者の生活支援に必要な活動

(3) 活動拠点の提供

市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなどその支援を行う。

(4) ボランティア保険の加入促進

市は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進する。

第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

災害発生後に被災者が余儀なくされる不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくために、きめ細やかで適切な情報提供を行う。また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置する。なお、大規模な災害の発生等により、市外へ避難した被災者に対しても、避難先の市町村等と連携し、情報が十分に行き渡るよう避難者の把握等を図る。

1 ニーズの把握

(1) 被災者のニーズの把握

市は、被災者のニーズ把握を担当する職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合は、数カ所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

- 1) 家族、縁故者等の安否
- 2) 不足している生活物資の補給
- 3) 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等）
- 4) メンタルケア
- 5) 介護サービス

6)家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

(2) 高齢者等要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障害者等のケアニーズの把握については、市職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの巡回訪問等により、ニーズを把握する。

1)介護サービス（食事、入浴、洗濯等）

2)病院通院介助

3)話し相手

4)応急仮設住宅への入居募集

5)縁故者への連絡

6)母国との連絡

2 相談窓口の設置

(1) 総合窓口の設置

市は（2）に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を設置し、県、市町村、防災関係機関、その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して適切な相談窓口を紹介する。

(2) 各種相談窓口の設置

市は、被災者のニーズに応じて以下の様な相談窓口を設置する（状況に応じ、県に設置を要望する。）。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

1)生命保険、損害保険（支払い条件等）

2)家電製品（感電、発火等の二次災害）

3)法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）

4)心の悩み（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）

5)外国人（安否確認、母国との連絡、避難生活等）

6)住宅（仮設住宅、空き家情報、公営住宅、復旧工事）

7)雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）

8)消費（物価、必需品の入手）

9)教育（学校）

10)福祉（身体障害者、高齢者、児童等）

11)医療・衛生（医療、薬、風呂）

12)廃棄物（災害廃棄物、ごみ、産業廃棄物、家屋の解体）

13)金融（融資、税の減免）

14)ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通）

15)手続き（り災証明、死亡認定等）

3 生活情報の提供

市及び防災関係機関は、被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を各種媒体を活用して積極的に提供する。

(1) テレビ、ラジオの活用

テレビ、ラジオ局、CATV局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。なお、聴覚障害者のために文字放送による情報を提供する。

(2) パソコン通信の活用

パソコンネットワークサービス会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関は、情報を提供する。

(3) インターネットの活用

インターネット（古河市ホームページ等）を活用して被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。

(4) ファクシミリの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT、電器メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した定期的な生活情報の提供を行う。

(5) 災害ニュースの発行

様々な生活情報を集約して、随時、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、災害ニュースとして、避難所、各関係機関等に広く配布する。

(6) 臨時FM局の設置、運営

阪神・淡路大震災時に設置されたような臨時のコミュニティFM局を設置し、災害復興・被災者支援の専門局として位置付けて運営する方法も考えられる。

設置にあたって、NHK他の技術的協力及びボランティアの企画運営協力を得る。

第5 生活救援物資の供給

災害により生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、市民の基本的な生活は確保されなければならない。このため、関係機関が相互に協力して食糧、生活必需品、飲料水等の生活救援物資について迅速な供給活動を行う。また、円滑な救援物資の供給の実施のため、住民への情報提供等の協力を図る。

1 食糧の調達

(1) 米穀

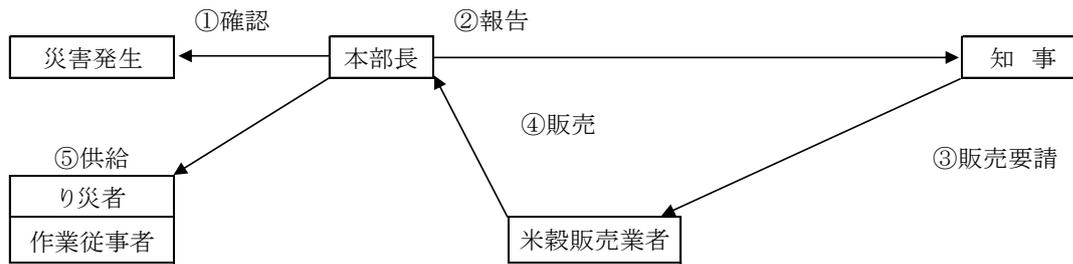
1) 本部長は、販売業者から所要の米穀を購入し、被災者等に供給する。

この場合の各関係機関の措置は、次のとおりである。

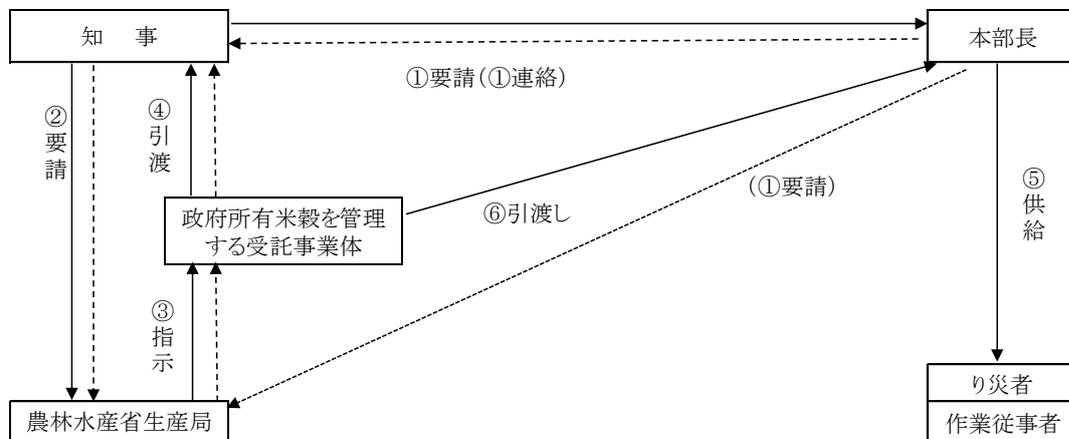
① 本部長は、応急食糧の供給を必要とする人員を知事に報告する。

② 知事は、①の報告に基づき、必要とする応急用米穀の数量等を米穀販売業者に通知し、手持精米の販売を要請する。

被災者生活支援編
 第2章 応急対策計画
 第1節 被災者生活支援



2) 知事は、災害の状況等により必要と認める場合は、本部長の要請に基づき、農林水産省生産局に災害救助用米穀の引渡しを要請する。



3) 本部長は、交通通信の途絶により 2) による引渡しを受けられない場合は、関東農政局茨城支局に連絡する。

2 食糧の供給

(1) 食糧供給の方針

市は、被害の状況等から判断して必要と認めたときは、市が備蓄している食糧を放出することはもとより、食糧を県に要請し、また、あらかじめ協定を締結している関係業界から食糧を調達し供給を行う。

- 1) 食糧は、弁当又はパンを基本とするが、災害発生直後はおにぎり又は乾パンを供給する。
- 2) 可能な限り早い段階で衛生的に安定した食事を供給する。
- 3) 市内の一部に被害が発生した場合又は大災害であっても避難所内の組織体制等が整ってきた段階においては、炊き出しの実施を検討する。
- 4) 食中毒の防止等の衛生面に十分に配慮する。
- 5) 避難者の自立を支援する配給方法に配慮する。

(2) 食糧の供給品目

1) 災害に応じた品目選定

食糧の供給にあたっては、災害発生の季節やライフライン機能の被害状況に応じ

た品目を選定して供給する。

2) 被災者数及び被災者の考慮

避難所等における被災者数及び被災者の年齢構成、健康状態等を把握し、状況に応じた食糧品目の選定及び必要数量の設定を行う。特に、要配慮者に配慮した品目の供給に配慮する。

3) 基本的な品目

米穀（米飯を含む。）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油、食塩等の調味料を供給するよう配慮する。

なお、乳児に対する供給は、原則として粉ミルクとする。

(3) 食糧供給の対象者

- ① 避難指示等に基づき避難所に収容された者
- ② 住家が被害を受け、炊事ができない者
- ③ 住家に被害を受け、一時縁故先へ避難する者
- ④ 旅行者、市内通過者等で他に食糧を得る手段のない者
- ⑤ 応急対策活動に従事する者で食糧供給の必要のある者

(4) 食糧集積地の指定及び管理

市は、災害の状況により交通事情等を考慮し、避難所又はその他の公共施設、広場等を選定し、調達した食糧の集配を行う。

また、食品の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食糧管理の万全を期する。

(5) 食糧調達の業務

市は、食糧の調達等に関して、次の業務を行う。

- ① 災害発生直後の食糧調達（パン、おにぎり、お茶等）
- ② 調達業者との連絡調整に関すること。
- ③ 弁当の発注調整
- ④ 避難所との連絡調整（配食計画を詰める。）
- ⑤ 物資集積地との連絡調整
- ⑥ 保健所との連絡調整
- ⑦ 県関係の事務に関すること（補助金申請、災害用米穀使用事務等）。

(6) 食糧の広域調達

1) 市内で十分な調達ができない場合は、他市町村との相互応援協定に基づき、又は県のあっせんにより、他市町村に対して救援食糧の支援を要請する。

2) 他市町村に要請する場合は、次の点に留意する。

- ① 需要量を事前に把握し、計画的に毎日安定した量を確保する。
- ② 衛生面に配慮し、業者が調理したものに限り、輸送には保冷車を用いる。

(7) 食糧の配給

1) 避難所での配給

- ① 各避難所に届けられた応急食糧は、避難所管理者が避難者に配給する。
- ② 避難者が落ち着いた段階で避難者にも配給の協力を要請する。

被災者生活支援編
第2章 応急対策計画
第1節 被災者生活支援

2) 必要人数・内容の把握

各避難所の管理者は、避難所収容者及び届出のあった在宅給食困難者に必要な食糧の品目及び数量を把握し、巡回してくれる市職員に報告する。

(8) 炊き出しの実施

市は、災害による被災者及び応急対策に従事する者に対する応急食糧の給与を、炊き出しの実施及び食品の配分によって迅速かつ円滑に行う。

1) 炊き出しの実施段階

- ① 市内全域に及ぶ大災害の場合は、対象人数が多いため、必要な設備や器具の準備だけでも時間を要するため、災害対策本部による炊き出しの早期の実施は不可能である。
- ② 災害対策本部からの食糧供給としては、弁当を主とし、災害がやや落ち着いた段階から、これを補う温かい副食として、また被災者の自立の応援を目的として炊き出しを実施する。
- ③ 市内の一部において被害が発生した場合は、他地区の市民の協力を得て、早い段階から炊き出しによる支援を行うこともある。

2) 炊き出しの実施

① 炊き出しの実施時期

市内の全域に被害が発生した場合は、災害の状況が落ち着きを見せ、炊き出しを行い得る体制が整い、かつ、炊き出しの実施を希望する避難所から実施する。

② 炊き出し場の設置

炊き出し場は、災害の状況に応じ、避難所又は災地区にもっとも便利な場所に設置する。事前に希望する避難所を調査し、厨房設備の設置可否や調理の体制等について確認したうえで決定する。

③ 炊き出し要員

炊き出しの実施は、原則として避難所単位で行い、状況により自主防災組織その他各種団体に応援を依頼する。

④ 炊き出しの材料

炊き出しの必要機材及び材料は、業者に委託し、人数分の材料をセットして実施する避難所に届ける。

3) 県、近隣市町への協力要請

市は、多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等による食糧の給与の実施が困難と認めるときは、県及び近隣市町に炊き出し等について協力を要請する。

県では、市からの要請を受けて、次の措置を講ずることとしている。

- ① 日赤奉仕団、自衛隊等への応援要請
- ② 集団給食施設への炊飯委託
- ③ 調理不要な乾パン、食パン等の供給

3 生活必需品の供給

(1) 生活必需品の調達

市は、被害の状況等から判断して必要と認めたときは、市が備蓄している毛布等備蓄物資を放出することはもとより、あらかじめ協定を締結している関係業界から生活必需品を調達し、供給を行う。

(2) 生活必需品の給(貸)与

市は、あらかじめ定めた計画に基づき、被災者に対する生活必需品の調達、供給を行う。

1) 給与又は貸与の対象者

- ①災害により住家に被害(床上浸水以上)を受けた者
- ②被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ③被服、寝具その他の生活必需品がないため、直ちに日常生活を営むことが困難である者

2) 基本的な給(貸)与品目

- ①寝具(毛布等)
- ②日用品雑貨(石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウェットティシュ、紙おむつ等)
- ③衣料品(作業着、下着、靴下、運動靴等)
- ④炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)
- ⑤食器(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等)
- ⑥光熱材料(ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等)
- ⑦その他(ビニールシート、冷暖房器具等)

3) 給(貸)与品目についての配慮

給(貸)与品目は、上記に挙げたものを基本とするが、状況に応じて次のような点を考慮する。

① 発災時期、被害や被災者の状況の考慮

衣料・生活必需品の供給にあたっては、災害発生の季節やライフライン機能の被害状況に応じた品目を供給する。

また、避難所等における被災者の人数、年齢構成、健康状態等を把握し、状況に即した品目の選定及び必要数量の設定を行う。

② 住民ニーズ変化への対応

避難生活が長期化した場合、被災者の生活必需品に対するニーズも発災直後とは異なってくる。したがって、このような変化に対応した物資の調達・供給を行い、また、被災地内で必要とされてくる物資についての情報を被災地外へ発信して効果的な救援物資を要請する。また、時間の経過により必要とされる物資等が変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

(3) 県、近隣市町への協力要請

市は、多大な被害を受けたことにより、市において生活必需品の給(貸)与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町に対して協力を要請する。

被災者生活支援編
 第2章 応急対策計画
 第1節 被災者生活支援

県は、市からの要請を受けたときは、近隣市町等との連携を図りながら生活必需品の給(貸)与を行う。

4 応急給水の実施

災害による水道施設の破損等により飲料水が枯渇し、又は汚染等により飲料水の確保に支障をきたすときは、飲料水を得られない者に対し応急給水を実施する。

また、市は、県と連携し、給水状況や市民の被害状況など必要な情報を把握し、次に示す応急給水の行動指針に基づき応急給水を実施する。

- 被災者が求める給水量は、経時的に増加するので、それに応じた供給目標水量を設定すること。
- 保管上の注意事項の広報等、応急給水された水の衛生の確保の方策を盛り込むこと。
- 市が果たす役割、他の公共機関が果たす役割、自治会等による住民相互の協力やボランティア活動に期待する役割を定めること
- 高齢者等の避難行動支援者や中高層住宅の住人等が行う水の運搬への支援方策を盛り込むこと。
- 継続して多量の給水を必要とする救急病院等の施設を明らかにすること。
- 応急給水実施時に行うべき広報について、給水の場所や時間等の内容及び文字情報等の迅速かつ確実に伝達できる方法を明らかにすること。

(1) 応急給水資機材の調達

市は、あらかじめ定めた給水計画に基づき、必要となる応急給水資機材（給水タンク、ポリ容器、浄水器等）、給水車の調達を実施する。被害状況により必要だと認められる場合は、県及び日本水道協会茨城県支部に調達を要請する。

(2) 応急給水活動の実施

1) 給水拠点

市の給水拠点は、以下のとおりである。

名称	所在地	TEL	給水能力
古河浄水場	古河市横山町 3-6-53	0280-22-3753	1,501m ³
思川浄水場	栃木県下都賀郡野木町野木 2209	0280-56-0038	52,500m ³
駒羽根配水場	古河市駒羽根 1397-1		546m ³
三和浄水場	古河市仁連 1294	0280-76-3780	13,600m ³

2) 耐震型地下式貯水タンクからの給水

市内9箇所（上辺見小、小堤小、下大野小、水海小、古河第一小、古河第三小、古河第四小、古河総合公園、三和健康ふれあいスポーツセンター）に設置してある耐震型地下式貯水タンク（100 m³）から手動式ポンプにより給水を行う。

3) 車両（給水車等）による給水

避難所等に収容されている被災者及び集団住宅等の被災者で、災害対策本部長が必要と認めた被災者に対して拠点給水する。

4) 角型ポリ容器等による給水

病院、診療所等及び一般被災者で、緊急給水の必要があると災害対策本部長が

認めた場合は、ポリ容器で必要個数を配備する。

5) ポリ袋による給水

避難所が小さく、かつ、点在している場合で、容器等の備えのない被災者及び一般の被災者に対し配給する。

(3) 給水活動の配慮事項

給水活動の実施にあたっては、次のような点に配慮する。

1) 優先的な給水

継続して多量の給水を必要とする緊急病院等に対して、優先的に給水を実施する。

2) 的確な広報

給水の場所や時間等の内容について、広報車による広報、はり紙、チラシ、マスコミ等を用いて迅速かつ確実に伝達する。

3) 衛生面の配慮

水の保管上の注意事項について広報を実施し、応急給水された水の衛生を確保する。

4) 避難行動要支援者への配慮

家屋等に被害がない断水地域では、避難所への避難をせず、水道の復旧まで在宅のまま過ごす住民も多いと考えられる。しかし、住民の中には、給水拠点まで出向くことが大きな負担になる高齢者や身障者等も存在することから、このような避難行動要支援者に対する給水に配慮する。

5) 住民の協力

給水時の混乱防止や高齢者等の避難行動要支援者や中高層住宅の住人等が行う水の運搬への支援について、自主防災組織やボランティアに協力を依頼する。

(4) 取水（水源）

1) 飲料水の取水は、公設消火栓を原則とする。

2) 消火栓からの取水が不能のときは、浄水場（配水場）の貯水池とする。

3) 三和地区の8箇所の取水井戸を緊急用自家発電により使用する。

(5) 検水の実施

市は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など井戸、プール、泉、河川等を飲用しなければならない場合は、それらの水源を浄水処理した水の飲用の適否を調べるための検査を行う。必要があれば、県に検水の実施を要請する。

第6 避難行動要支援者安全確保対策

災害時において、高齢者・障害者・外国人等の要配慮者は、自力では避難できないことや言葉の障害からの的確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれることとなる。

このため、市は、別に定める「古河市避難行動要支援者の支援に関する計画」に基づき、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で避難行動要支援者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図

被災者生活支援編
第2章 応急対策計画
第1節 被災者生活支援

るとともに、必要な救助を行う。

また、避難行動要支援者に対する応急救助活動の実施にあたっては、市職員だけでなく、地域住民やボランティア組織等、地域全体での協力体制を確保する。

1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

(1) 救助及び避難誘導

社会福祉施設等の管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。

市は、施設等管理者の要請に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するため、職員を派遣するとともに、近隣市町に応援を要請する。また、近隣の社会福祉施設、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等にも協力を要請する。

(2) 搬送及び受入先の確保

社会福祉施設等の管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。

市は、施設等管理者の要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等受入れ先を確保する。

(3) 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達

社会福祉施設等の管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じたときは、市等に対し応援を要請する。

(4) 介護職員等の確保

社会福祉施設等の管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設及び市等に対し応援を要請する。

市は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

(5) 巡回相談の実施

市は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、避難行動要支援者の状況やニーズを把握するとともに各種サービスを提供する。

(6) ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧を図る。

2 在宅避難行動要支援者に対する安全確保対策

(1) 安否確認、救助活動

市は、在宅サービス利用者名簿等を活用し、民生委員、近隣住民（自主防災組織）、福祉団体（社会福祉協議会、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、あらかじめ定める避難支援計画に基づく適切な避難支援、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。

(2) 搬送体制の確保

市は、避難行動要支援者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力

を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により行う。また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、避難行動要支援者の搬送活動を行う。

(3) 避難行動要支援者の状況調査及び情報の提供

在宅や避難所で生活する避難行動要支援者については、安全確保対策を的確に行えるよう状況把握を早期に行うことが必要である。

市は、民生委員、ホームヘルパー及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、避難行動要支援者のニーズ把握など状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(4) 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の避難行動要支援者への配慮

市は、避難行動要支援者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど避難行動要支援者に配慮した配布を行う。

(5) 保健・福祉巡回サービス

市は、県と連携し、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する避難行動要支援者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

(6) 保健・福祉相談窓口の開設

市は、災害発生後、直ちに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

3 避難行動要支援者に対する避難支援

(1) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は名簿情報に基づいて、避難行動要支援者の避難支援を行うが、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるので、支援を行うことが困難となる可能性があることを説明し、避難行動要支援者の理解を得ることとする。また、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるにあたっては避難行動要支援者や避難支援者等関係者を含めた地域住民全体で話し合っテルール・計画を作り、周知するよう努める。

3 外国人に対する安全確保対策

(1) 外国人の避難誘導

市は、語学ボランティアの協力を得て、広報車等を活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 安否確認、救助活動

市は、警察、近隣住民（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、外国人登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

(3) 情報の提供

1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

市は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボラン

被災者生活支援編
第2章 応急対策計画
第1節 被災者生活支援

ティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供やチラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

市は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して外国語による情報提供を行う。

(4) 外国人の「相談窓口」

市は、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。また、県及び他市町村が設置する外国人向け相談窓口とのネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化を図る。

第7 応急教育

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合は、県及び市教育委員会並びに私立学校設置者は、緊密に連携し、関係機関の協力を得て児童生徒等の安全及び教育を確保していく。

1 児童生徒等の安全確保

(1) 情報等の収集・伝達

1) 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、学校の長（以下「校長等」という。）に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。

2) 校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報を収集する。

なお、児童生徒等への伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮する。

3) 校長等は、児童生徒等及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を、市その他関係機関に報告する。

4) 市は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておく。

(2) 児童生徒等の避難等

1) 避難の指示

校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行う。

2) 避難の誘導

校長等及び教職員は、児童生徒等の安全を確保するため学校毎にあらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。

なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市その他関係機関の指示及び協力を得て行う。

3) 下校時の危険防止

校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童生徒等に必要な注意を与えると同時に、状況に応じ、通学区域ごとの集団下校又は教員による引率等の

措置を講ずる。なお、通学路の安全については、日頃から点検に努める。

4) 校内保護

校長等は、災害の状況により、児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者へ連絡する。

なお、この場合、速やかに市に対し、児童生徒数その他必要な事項を報告する。また、保護者との連絡がとれない場合は、保護者への引き渡しができるまで校内での保護を継続する。なお、通信網の遮断等を想定し、児童生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努める。

5) 保健衛生

校長等は、災害時において、帰宅できず校内で保護する児童生徒が出ることを踏まえ、建築物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童生徒等の保健衛生について必要な措置を講ずる。

2 応急教育

(1) 教育施設の確保

市教育委員会並びに私立学校設置者は、相互に協力し教育施設等を確保して、教育活動を早期に再開するため次の措置を講ずる。

- 1) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- 2) 校舎の被害は相当に大きいが一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で合併又は二部授業を行う。
- 3) 学校施設の使用不可能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は、臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
- 4) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用、又は他の学校の一部を使用し授業を行う。
- 5) 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。
- 6) 校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日ごろから整備する。

(2) 教職員の確保

市教育委員会並びに私立学校設置者は、災害発生時における教職員の確保のために次の措置を講ずる。

- 1) 災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。
- 2) 教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員の確保を図る。

(3) 教科書・学用品等の給与

- 1) 市は、災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を喪失又はき損し、就学上支障をきたしている小・中学校及び特別支援学校の児童生徒等に対して学用品等を給与する。
- 2) 市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する。

被災者生活支援編
第2章 応急対策計画
第1節 被災者生活支援

(4) 避難所との共存

学校が教育の場としての機能と避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う担当部局、教育委員会、学校は、事前に次の措置を講ずる。

- 1) 市は、学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議する。
- 2) 市は、避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議する。
- 3) 避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。
- 4) 学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。

(5) 学校給食等の措置

学校給食施設が被害を受けた場合は、県教育委員会との連絡を密にし、応急復旧を要するものについては、速やかに復旧措置を講じ、正常な運営に復するようとする。

また、学校施設が避難所として使用される場合は、給食施設が災害用炊き出し施設として利用することがあるため、早急な応急復旧を行う。

学校における給食施設の損壊により給食物資に不足が生じるときは、学務班を通じ調達を行う。

第8 帰宅困難者対策

大規模災害発生直後においては、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要があり、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な備蓄等を促す必要がある。

1 帰宅困難者対策

(1) 普及啓発

企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

(2) 備蓄の確保

市は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等を備蓄する。

(3) 情報提供

市は、交通事業者との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報を提供する。

(4) 交通事業者との連携体制の整備

市は、帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業

者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制を構築しておく必要がある。

2 帰宅困難者に対する取り組みの促進

市は、企業等に帰宅困難者の対策として、以下の取り組みを促進、普及啓発する。

(1) 企業等の取り組み

1) 従業員の待機

企業等は、交通機関が運行停止となり、見通しが立たない場合には、建築物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間留めるようにする。

2) 備蓄の確保

企業等は、従業員が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食料、毛布などの物資を備蓄する。

3) 環境整備

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建築物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が安全に待機できる環境整備を図る。

4) 事業継続計画等への位置づけ

企業等は、BCP（事業継続計画）等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておく。

5) 安否確認方法の周知

企業等は、大規模災害時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル171、ソーシャル・ネットワーク・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておく。

6) 市町村、自主防災組織等との連携

企業等は、市や自主防災組織等と、大規模災害発生時の対応を事前にとり決めておくなど日頃からの連携を図る。

(2) 企業大規模集客施設の取り組み

大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、市、関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導を行えるようにする。

(3) 各学校の取り組み

1) 鉄道事業者との連携

日頃から生徒の通学手段を把握し、鉄道を使用する生徒数等の情報を、災害時に速やかに鉄道事業者に提供できるようにする。

2) 帰宅困難者への情報提供

あらゆる災害を想定しながら、情報を入手する体制の整備や、情報の提供方法の構築を図る。

3) 飲料水等の備蓄

被災者生活支援編
第2章 応急対策計画
第1節 被災者生活支援

第9 在宅避難者

市は、民生委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅やで生活する避難行動要支援者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

第10 応急仮設住宅避難者

市は、在宅避難者と同様の状況調査および、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第11 広域避難者・広域一時滞在者

市は、避難場所を指定する際に併せて広域避難者・広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。

第12 義援物資対策

大規模災害時には、全国から提供される多くの義援物資を受け入れ、迅速・的確に被災地へ配送しなければならない。このため、被災地が必要としているものを的確に把握し、効率的に配分することが必要となる。また、被災地のニーズを把握し、被災地情報を発信し、民間力の活用を図る。

1 義援物資の供給

(1) 情報の収集・発信

- 1)市は、各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県に対し、要請を行う。
- 2)市は、各避難所等のニーズ及び受入れ方針等を、市町村ホームページ等を通じて情報発信する。

2 関連項目

「被災者生活支援編第2章第1節第5 生活救援物資の供給」

第13 愛玩動物の保護対策

市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、避難所における動物の適正飼養に係る措置をとる。

1 飼い主責任の原則

動物の飼い主は、自分の身体に急迫な危険が迫るなどの緊急事態を除き、動物を放置して見殺しにしたり、解き放したりすることにより第三者に危害を加える可能性を生じさせないことが、責務として求められる。

避難所では、飼い主は基本的なしつけや糞便の後始末など、飼い主に求められる基

本的な責任を果たす。

市は、避難所における動物の受け入れにおいて、飼い主に対して、飼い主が果たすべき責任を周知する。

2 同行避難

市は、愛玩動物がいるために避難しない住民に対し、避難所における愛玩動物の受け入れ態勢を説明し、同行避難を呼びかける。

3 動物救護所の設置

災害により飼い主が被災し、愛玩動物を育てることができなくなったときや、応急仮設住宅等に入居するため、愛玩動物を飼い続けることができなくなった場合は、獣医師会と連携して動物救護体制を整えるための対策を検討する。

第14 地域担当制の導入

市は、各自治会・行政区に市職員担当者を配備する。担当職員は、災害発生直後から、各担当地域の被害状況を確認し、市災害対策本部に報告する。

併せて、被災地における支援ニーズ等を収集し、市災害対策本部に報告する。

第3章 復旧・復興対策計画

第1節 被災者の生活安定化

第1 義援金品の募集及び配分

大規模な地震・風水害時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、市は、地震・風水害時における被災者の自立的な生活再建（生活復興）を支援するため、県、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を講ずる。

なお、本計画で記載する義援金には、特定の個人、施設、団体等へ配分を指定する見舞金、寄附金等は含まない。

1 義援金品の募集及び受付

義援金品の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに義援金品の受付窓口を設置し、義援金品の募集及び受付を実施する。

義援金品の募集にあたっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金品の受付方法等について広報・周知を図る。

2 委員会の設置

被災者あてに寄託された義援金を公平かつ適正に配分することを目的として、「義援金配分委員会」（以下、この節において「委員会」という。）を設置し、義援金を被災者に配分する。なお、委員会が設置されない場合は、県の規定に基づき配分を行う。

3 義援金品の保管

一般市民、他都道府県及び他市町村から寄託された被災者に対する義援金品については、各受付機関において適正に保管する。

なお、委員会が設置された場合は、委員会が各受付機関より義援金の引継ぎを受け、被災者に配分するまでの間、適正に保管する。

4 義援金品の配分

（1）配分方法の決定

委員会は、各受付機関で受け付けた義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）について、あらかじめ協議のうえ決定しておく。

（2）配分の実施

市は、委員会において決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

(3) 配分の公表

委員会は、被災者に対する義援金の配分結果について、市防災会議に報告する。

第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

大規模な地震・風水害時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性があることから、地震・風水害時における被災者（事業者を含む。）の自立的生活再建（生活復興）を支援するため、関係機関等と協力し、災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付のために必要な措置を講ずる。

1 災害弔慰金の支給

市は、古河市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年条例第93号)第3条第1項の規定に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行う。

なお、災害弔慰金の支給に当たっては、専門的見地から災害との因果関係等を審査するため、古河市災害弔慰金支給審査委員会設置条例(平成24年条例第20号)の規定に基づく古河市災害弔慰金支給審査委員会を設置し、弔慰金の支給に係る事実の審査その他弔慰金の支給に関する事項の検討を行う。

【災害弔慰金の支給】

対象となる 災 害	<ul style="list-style-type: none"> ① 市内において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ② 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ③ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ④ 災害救助法が適用された市町村を区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
支給の対象 となる 遺族	<ul style="list-style-type: none"> ① 配偶者、子、父母、孫、祖父母 ※死亡者と同一生計の者に限る。 ② 兄弟姉妹 ※①に該当する遺族が存在しない場合で、かつ、死亡者と同居し、又は同一生計の者に限る。
支 給 額	<ul style="list-style-type: none"> ① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② ①以外の者が死亡した場合 250万円 ※ ただし、災害障害見舞金の支給を受けている場合は、①②の額から支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額。

2 災害障害見舞金の支給

市は、古河市災害弔慰金の支給等に関する条例第9条の規定に基づき、災害により負傷したこと等により障害を受けた市民に対し、災害障害見舞金の支給を行う。

【災害障害見舞金の支給】

対象となる災害	※災害弔慰金の支給の対象となる災害と同じ。
支給の対象となる障害	① 両眼を失明した者 ② 咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃した者 ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った者 ⑥ 両上肢の用を全廃した者 ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った者 ⑧ 両下肢の用を全廃した者 ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号の同程度以上と認められる者
支給額	① 生計維持者が障害を受けた場合 250万円 ② ①以外の者が障害を受けた場合 125万円

3 災害見舞金の支給

(1) 茨城県災害見舞金

県は、茨城県災害見舞金支給要項の規定に基づき、災害により被害を受けた市民に対し、災害見舞金の支給を行う。

なお、市は、災害見舞金の支給に当たっては、県(防災・危機管理課)と連携し、その事務を処理する。

【茨城県災害見舞金の支給】

対象となる被害	① 市内において、5世帯以上の住家が全壊又は半壊した自然災害 ③ ①の災害と同一の原因で発生したその他の市町村での自然災害		
支給対象者	① 災害により死亡した者の遺族 ② 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者 ③ 災害により全壊、半壊又は床上浸水した住家に居住していた世帯の世帯主 ※①又は②に該当する場合は、③による見舞金は支給しない。 また、以下に該当する者に対しては支給しない。 ・災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給対象者 ・被災者生活再建支援金の支給対象者		
支給額	被害の種類		支給額
	① 人的被害(1人当たり)	死亡	10万円
		重度障害	5万円
	② 住家被害(1世帯当たり)	全壊	5万円
		半壊	3万円
床上浸水		2万円	

(2) 古河市災害見舞金

市は、古河市災害見舞金支給要綱(平成17年告示第48号)の規定に基づき、災害により被害を受けた市民に対し、災害見舞金を支給する。

【古河市災害見舞金の支給】

対象となる被害	火災、風水害又は震災による住家の全焼、全壊、流出、半焼、半壊、一部流出、床上浸水に相当する被害	
支給対象者	古河市の住民記録台帳に記録されている者であって、かつ、被災した時において、被災住家に現に居住する者	
受給権者	① 支給対象者の属する世帯の世帯主 ② ①が死亡した場合は、市内に居住する①の配偶者又は直系1親等の者で、かつ、死亡届出人である者	
支給額	被害の範囲	支給額
	全焼、全壊、流出	1世帯当たり 5万円
	半焼、半壊、一部流出	1世帯当たり 3万円
	床上浸水	1世帯当たり 2万円
※ただし、災害救助法、被災者生活再建支援法、古河市被災者生活再建支援金支給要綱の適用を受ける場合は、減額又は支給しない。		

被災者生活支援編
 第3章 復旧・復興対策編
 第1節 被災者の生活安定化

4 災害援護資金の貸付

市は、古河市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年条例第93号)第12条第1項の規定に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主である市民に対し、災害援護資金の貸付を行う。

対象となる災害	県内において災害救助法が適用された市町村がある場合の自然災害			
貸付の対象	災害により下記の被害を受けた世帯の世帯主 ① 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷 ② 住居又は家財の被害であって、被害額が被害を受けた住居又は家財の価格のおおむね1/3以上である損害			
貸付条件	所得制限	世帯人員	市民税における前年の総所得金額	
		① 1人	220万円まで	
		② 2人	430万円まで	
		③ 3人	620万円まで	
		④ 4人	730万円まで	
		⑤ 5人以上	730万円+(30万円×(世帯人員数-4人))まで	
	貸付限度額	住居の滅失の場合		世帯人員数にかかわらず1,270万円まで
		被害の種類		限度額
		① 世帯主の負傷があった場合	ア 家財の1/3以上の損害	150万円
			イ 住居の損害がない場合(世帯主の負傷のみ)	150万円
ウ アとイが重複した場合			250万円	
エ 住居の半壊			270万円(350万円)	
オ 住居の全壊			350万円	
② 世帯主の負傷がない場合		ア 家財の1/3以上の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円	
	イ 住居の半壊	170万円(250万円)		
	ウ 住居の全壊(下記エの場合を除く。)	250万円(350万円)		
	エ 住居全体の滅失又は流出	350万円		
※ただし、特別の事情がある場合は、()内の額。				
償還期間	10年(据置期間を含む。)			
据置期間	3年(厚生労働大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合にあつては、5年)			
利率	年3%(据置期間中は無利子) ※延滞の場合を除く。			
償還方法	年賦償還又は半年賦償還			

5 住宅復興資金

災害により住宅に被害を受け、次に該当する者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、整備資金又は補修資金の貸付けを行う。

市は、県と連携し、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅融資の適用災害に該当するときは、災害復興住宅の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図る。

（1）災害復興住宅建設資金

貸付対象者	50%以上の被害を受けた者で、13㎡以上175㎡以内の住宅部分を有する住宅を建設する者
貸付限度額	耐火、準耐火、木造（耐久性）、木造（一般）1,460万円以内
特別加算	450万円以内
土地取得費	970万円以内
整地費	390万円以内
償還期間	木造（一般）25年以内 耐火、準耐火、木造（耐久性）35年以内

（2）補修資金

貸付対象者	補修に要する費用が10万円以上で、住宅部分が1/2以上ある住宅を補修する者
貸付限度額	640万円以内
移転費	390万円以内
整地費	390万円以内
償還期間	20年以内

（3）災害特別貸付金

市は、災害により滅失家屋が市内でおおむね10戸以上となった場合は、り災者の希望により災害の実態を調査したうえで、り災者に対する貸付金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構に申し出るとともに、り災者の融資制度の周知徹底を図り、借入れ申込みの希望者に対して借入れの指導を行う。

6 生活福祉資金

茨城県社会福祉協議会は、「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、民生委員及び市町村社会福祉協議会の協力得て生活福祉資金の貸付けを行う。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則として災害援護資金及び福祉資金の住宅の改築、補修等に必要な経費の貸付対象としない。ただし、特に当該世帯の自立更正を促進するために必要があると認められるときは、更正資金、福祉資金、療養・介護等資金、修学資金及び緊急小口資金に限り、貸付対象とすることができる。

被災者生活支援編
 第3章 復旧・復興対策編
 第1節 被災者の生活安定化

『生活福祉資金貸付条件一覧』（平成23年12月1日現在）

資金種類／ 資金の目的	貸付対象 世帯●			貸付上限額	据置期間 (以内) 据置期間 中 無利子	償還期限	利率	
	低 所得 世帯	障 害者 世帯	高 齢者 世帯					
総合 支援 資金	生活支援費	●			6月以内 ※	20年	連帯保証人 あり 無利子 連帯保証人 なし 年1.5%	
	住宅入居費	●		400,000円				
	一時生活再建費	●		600,000円				
福祉 資金	生業を営むために必要な経費	●	●	●	6月以内 ※	20年	連帯保証人 あり 無利子 連帯保証人 なし 年1.5%	
	技能習得に必要な経費及びその 期間中の生計を維持するために 必要な経費	●	●	—		8年		
	住宅の増改築、補修等及び公営 住宅の譲り受けに必要な経費	●	●	●		2,500,000円		7年
	福祉用具等の購入に必要な経費		●	●		1,700,000円		8年
	障害者用自動車の購入に必要な 経費	—	●	—		2,500,000円		8年
	中国残留邦人等にかかる国民年 金保険料の追納に必要な経費	●	●	●		5,136,000円		10年
	負傷又は疾病の療養に必要な経 費（健康保険の例による医療費 の自己負担額のほか、移送経費 等、療養に付随して要する経費 を含む。）及びその療養期間中 の生計を維持するために必要な 経費	●	—	●		療養期間1年以内 1,700,000円 療養期間が1年を超 え、1年6月以内であっ て、世帯の自立に必要 なとき 2,300,000円		5年
	介護サービス、障害者サービス 等を受けるのに必要な経費（介 護保険料を含む）及びその期間 中の生計を維持するために必要 な経費	●	●	●		介護サービス受給期間 1年以内 1,700,000円 介護サービス受給期間 が1年を超え、1年6月 以内であって、世帯の 自立に必要なとき 2,300,000円		5年
	災害を受けたことにより臨時に 必要となる経費	●	●	●		1,500,000円		7年
	冠婚葬祭に必要な経費	●	●	●		500,000円		3年
	住居の移転等、給排水設備等に 設置に必要な経費	●	●	●		500,000円		3年
	就職、技能習得等の支度に必要 な経費	●	●	●		500,000円		3年

被災者生活支援編
第3章 復旧・復興対策編
第1節 被災者の生活安定化

資金種類／ 資金の目的		貸付対象 世帯●			貸付上限額	据置期間 (以内) 据置期間 中 無利子	償還期限	利率	
		低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯					
福祉費 福祉資金	その他日常生活上一時的に必要な経費		●	●	●	500,000円	6月以内 ※	3年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%
	生活復興支援 資金(特例)	一時生活再建費	●			貸付期間6月以内 二人以上世帯 月額200,000円 単身世帯 月額150,000円	2年以内	20年	
		生活再建費	●			800,000円			
		住宅補修費	●			2,500,000円			
緊急小口資金		●	●	●	100,000円	2月以内 ※	8月	無利子	
教育支援資金	教育支援費		●	—	—	高校月35,000円 高専月60,000円 短大月60,000円 大学月65,000円	卒業後 6月以内	20年	無利子
	就学支度費		●	—	—	500,000円			
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金		●	—	●	土地の評価額の7割 月額／300,000円	契約終了 後 3月	据置期間 終了時	年3%又は長期プライム レートのい ずれか低い 方
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金		●	—	●	居住用不動産の評価額の7割(集合住宅5割) 月額／保護の実施機関 が定めた額	契約終了 後 3月	据置期間 終了時	年3%又は長期プライム レートのい ずれか低い 方

- ※1 災害を受けたことにより、総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、据置期間を2年以内とすることができる。
- ※2 福祉費の貸付金額の限度は5,800,000円以内。資金目的に応じた貸付上限額の目安は、上記のとおりである。
- ※3 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づく災害救護資金の貸付対象となる世帯は原則として資金の貸付対象としない。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは、福祉資金及び教育支援資金について、貸付対象とすることができる。
- ※4 生活復興支援資金は貸付対象とすることができるが、災害援護資金の貸付を受けている、又は受けようとしている世帯は、住宅補修費の貸付対象とならない。

被災者生活支援編
 第3章 復旧・復興対策編
 第1節 被災者の生活安定化

7 母子父子寡婦福祉資金

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。

住 宅 資 金	貸付対象者	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦
	貸付限度	150万円以内。（特に必要と認められる場合200万円以内）
	償還期間	6月以内の据置期間経過後6年以内（特に必要と認められる場合7年以内）
	貸付利率	年1.5% ただし据置期間中は無利子

8 農林漁業復旧資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

(1) 天災融資法に基づく融資

天災融資法第2条第1項の規定に基づき、政令で指定された天災による被害を受けた農林漁業者必要な経営資金を融資する。

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る）、家畜、家きん、椎茸ほだ木、漁具（政令で定めるものに限る）、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船（政令で定めるものに限る）の建造又は取得に必要な資金、その他農林漁業の経営に必要な資金
貸付利率	年6.5%以内（利率はその都度定める。）
償還期限	6年以内（ただし、激甚災害のときは7年以内）
貸付限度額	被害農林漁業者当たり200万円以内（激甚災害のときは250万円以内）
貸付機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
その他	市長の被害認定が必要である。

(2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資

1) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第12項に基づき、条例で指定された災及び被害農業地域等の被害農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜、椎茸ほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船の建造又は取得に必要な資金その他農林漁業経営に必要な資金
貸付利率	年5%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内）
償還期限	6年以内
貸付限度額	被害農林漁業者当たり200万円以内
貸付機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
その他	市長の被害認定が必要である。

2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第13項に基づき、被害組合に対し、条例で指定された災害により、被害を受けたために事業運営に必要な資金を融資する。

貸付の相手方	被害組合
貸付対象事業	被害を受けたために必要となった事業運営に要する資金
貸付利率	年6.5%以内
償還期限	3年以内
貸付限度額	2,500万円以内（連合会は5,000万円以内）
貸付機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
その他	市長の被害認定が必要である。

3) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14項に基づき、被害農業者に指定災害により、被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。

貸付の相手方	被害農業者又は特別被害農業者
貸付対象事業	指定災害により被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金
貸付利率	5%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内）
償還期限	12年以内
貸付限度額	被害農林漁業者当り200万円以内（共同利用施設は2,000万円以内）
貸付機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
その他	市長の被害認定が必要である。

(3) 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）

農林業業者に対し、被害を受けた施設の復旧資金の概要は次のとおりである。

被災者生活支援編
 第3章 復旧・復興対策編
 第1節 被災者の生活安定化

償還期限	共同利用施設 20 年（据置期間 3 年を含む。）以内・主務大臣指定施設 15 年（据置期間 3 年を含む。）以内
貸付利率	年 0.55%～1.30%（償還期間により異なる） ※H22. 11. 18 現在の利率
貸付限度額	共同利用施設 貸付対象事業費 80%・主務大臣指定施設 貸付対象事業費の 80%又は 1 施設当たり 300 万円、漁船 1,000 万円のいずれか低い額
担保	保証若しくは担保
その他	農業協同組合、漁業協同組合、同連合会、農林中央金庫等に申し込む。

(4) 農業災害補償

農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に共済金の支払いができるように指導する。

第3 租税及び公共料金等の特別措置

市及び県、国、その他関係機関は、災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していく。

これらの対策が活用されるよう、市及び関係機関は、被災者に対して、対策に関わる情報の提供を十分に行っていく。また、被災者が本対策を迅速かつ有効に活用し、自立復興を進めていくため、手続きを簡素化、迅速化する。

1 国税等の徴収猶予及び減免の措置

市、県及び国は、災害により被災者の納付すべき地方税及び国税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

2 その他公共料金の特例措置

(1) 郵便事業

- 1)被災者あて救助用郵便物等の料金免除
- 2)被災者に対する郵便葉書などの無償交付
- 3)被災地が差し出す郵便物の料金免除
- 4)利用の制限及び業務の停止

(2) 通信事業

- 1)東日本電信電話株式会社（茨城支店）は、「電話サービス契約約款第 11 条」に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、被害状況を勘案し、基本料金等及び工事に関する費用を減免する。
- 2)株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（茨城支店）は「FOMA サービス契約約款料金表通則 31」に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時にその料金又は工事費を減免することができる。

(3) 電気事業

東京電力株式会社は、原則として救助法適用地域の被災者を対象とし、関東経済産業局の許可を得て、以下の措置を行う。

- 1) 電気料金の早収期間及び支払期限の延伸
- 2) 不使用月の基本料金の免除
- 3) 建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約に限る。）
- 4) 仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
- 5) 被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除
- 6) 被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除
- 7) 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除

第4 雇用対策

災害により離職を余儀なくされたり災者に対し、職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策を積極的に推進していく。また、被災者が本対策を迅速かつ有効に活用し、自立復興を進めていくため、手続きを簡素化、迅速化する。

市は、雇用対策を効率的に行っていくため、災害時、住民に対して、雇用対策に関する情報の提供を十分に行っていく。

また、臨時的な雇用の創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

1 離職者への措置

公共職業安定所の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職へのあっせんを行う。災害により離職を余儀なくされた者を対象に職業訓練を実施し再就職を支援する。

(1) 窓口の設置

被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。

(2) 公共職業安定所に出頭することが困難な地域への措置

公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談を実施する。

(3) 諸制度の活用

職業訓練受講指示、又は職業転換給付金制度等を活用する。

(4) 労働者のあっせん

国は、本市に救助法が適用され、市長から労務需要があった場合は、労働者をあっせんする。

2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

(1) 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行う。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給する。

(3) 雇用調整助成金の特例適用の要請

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、次の休業等をさせる場合、休業手当にかかる賃金負担の一部を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

- 1) 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合
- 2) 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合
- 3) 被災地域の事業主が新卒者等の内定取り消しの回避を図る場合

3 被災事業主に関する措置

市は、援助・助成処置について広く被災事業主に広報するとともに、相談窓口等を設置する。また、茨城労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延納金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

第5 住宅整備の促進

自力で住宅整備できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、市は、県の指導・支援を受けて災害公営住宅の整備及び既設公営住宅の復旧を行う。市で対応が困難な場合は、県に対し災害公営住宅の整備を要請する。また、自力で住宅を整備する被災者に対しては住宅金融支援機構による住宅資金の貸付けに関する情報の提供と指導を行う。

1 整備計画の作成

市は、住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、り災者名簿、滅失住宅地図を作成する。県は、これを助言・指導する。

2 整備事業の実施

市は、県と連携し、整備計画に基づき、災害公営住宅の整備、既設公営住宅の復旧を実施する。

住宅整備にあたっては、要配慮者の入居を想定し、バリアフリー化を図る。

3 入居者の選定

市は、県の助言・指導を受け、住居を必要とする住民の被災状況、生活実態等に配慮しながら、特定入居を行うときの選定基準を作成し、入居者を選定する。

第6 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の適用

市又は県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し、支援金を支給することにより、生活再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

支援法の適用にあたっては、市が住居の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

（1）被災世帯の認定

支援法の対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。（支援法第2条第2号）

- 1) 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
- 2) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- 3) 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- 4) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号。以下「支援法施行令」という。）で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ、当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（2）及び3）に掲げる世帯を除く。）

（2）住居の滅失等の算定及び住居及び世帯の単位

救助法における基準を参照

2 支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

- （1）救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項を含む。）が発生した市の区域に係る自然災害
- （2）10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市の区域に係る自然災害
- （3）100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害
- （4）（1）又は（2）に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第4号）
- （5）（3）又は（4）に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で（1）～（3）に規定する区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行

被災者生活支援編

第3章 復旧・復興対策編

第1節 被災者の生活安定化

令第1条第5号)

- (6) (3) 又は (4) に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、その自然災害により5（人口5万人未満の市町村にあつては2）世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第6号）

3 支援法の適用手続き

市長は、当該自然災害にかかる被害状況を収集し、「被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書」により、知事に対して報告する。

当該報告については、自然災害発生後の初期段階では、救助法適用手続きにおける報告（「被害状況報告表」）で兼ねることができる。

4 支援金の支給の額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (1.(1).1)に 該当)	解体 (1.(1).2)に 該当)	長期避難 (1.(1).3)に 該当)	大規模半壊 (1.(1).4)に 該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

5 支援金支給申請手続き

市は、制度の対象となる被災世帯に対して支給申請手続き等について説明する。

（申請窓口） 市

（申請時の添付書面） ①基礎支援金：り災証明書、住民票 等

②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等

（申請期間） ①基礎支援金：災害発生日から13月以内

②加算支援金：災害発生日から37月以内

（申請書等の取りまとめ）

被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等取りまとめの上、速やかに県に送付する。

6 支援金の支給

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人基金で審査が行われ支援金の支給が決定される。決定内容は、被災者生活再建支援法人基金から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は、支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人基金から直接口座振替払いにより申請者に支給される。

市は、口座振替払いによる支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人基金からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

7 被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害に対する対処

市は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じる。

資料 4-2-6(1) 被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書

第7 里災証明の発行

里災した世帯の再建復興のための各種施策の手続きに必要な里災証明の発行を行う。

1 発行手続き

市は、被災状況の個別調査結果をもとに、里災者台帳を作成する。

里災証明書の発行は、被災者の申請に基づき、里災者台帳を確認することにより行う。なお、里災者台帳により確認できないときは、申請者の立証資料をもとに客観的な判断で行う。

2 証明書の範囲

里災証明書の発行は、災対法第2条第1号に規定する災害で、次の種類の被害とする。

- (1) 人的被害
 - ①死亡
 - ②行方不明
 - ③負傷
- (2) 物的被害
 - ①全壊（全焼）
 - ②半壊（半焼）
 - ③一部損壊
 - ④床上浸水
 - ⑤床下浸水
 - ⑥その他

3 証明手数料

里災証明については、証明手数料を徴収しない。

第4章 市外からの避難者受入れ

第1節 受入れを必要とする災害の範囲

広域、大規模な災害が発生した場合には、古河市において近隣の都県から多数の避難者を市内に受け入れることが想定される。

首都直下地震での避難者は約700万人（東京湾北部地震、冬の夕方18時、風速15m/s）、利根川、荒川、江戸川の堤防決壊を想定した場合の避難者は約420万人と想定されている。さらに、東日本大震災においては、原子力災害による避難者が全国各地に避難しており、古河市でも避難者の受入れを行っている。

このため、市は、大規模地震、大規模風水害、原子力災害を想定し、市外からの避難者（以下「広域避難者」という。）の受入れに迅速に対応できるよう、受入体制を整備するとともに、被災県から災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、速やかに広域避難者の受入れを実施する。

第2節 事前対策

第1 県との連絡体制の整備

市は、広域避難者の受入を行うとき、県を通じて被災県と綿密に連絡をとるため、県との情報伝達体制を整備する。

第2 受入れ施設の整備

市は、市内の避難所の中から、広域避難者の受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。

膨大な広域避難者への対応や避難の長期化を想定して、受入れ施設のトイレや貯水槽などの施設の利便性向上や機能の向上を図る。

広域避難者の受入れを的確かつ円滑に進めるために、受入れ施設の開設・運営ルール、避難者の避難施設への振り分けを検討する。

市は、必要に応じて公営及び民間の賃貸住宅の空室状況を調査し、当該住宅の所有者または管理者の協力を得て、広域的避難者に対し入居のあっせんを検討する。また、市営住宅の空室等での受入れも検討する。

第3節 応急対策

第1 広域避難者受入総合窓口の設置

市は、市内の避難所間の連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等、市内の広域避難に係る総合調整を実施するため、「市広域避難者受入総合窓口」を設置する。

市は、市広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに県へ報告する。

第2 被災県からの情報収集

市は、県を通じて被災県と綿密に連携をとり、避難者数や避難者住所等の情報について積極的に情報収集を行う

第3 広域避難者の受入れ

市は、県からの応援要請及び収集した情報に基づき、受入れ施設を選定・開設し、広域避難者の受入を実施する。

被災市町村は、広域避難者に対し、受入れ施設の場所を伝達する。広域避難者は、伝達された受入施設に向かう。

交通手段を持たない広域避難者の移動について、被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、市がバス等の移動手段を検討する。

第4 受入れ施設の運営

広域避難者に対して必要な食糧、生活必需品の提供を行う。詳細は、「被災者生活支援編第2章第1節第5 生活救援物資の供給」に準ずる。

受入れ施設の生活環境の整備及び健康管理を行う。詳細は「被災者生活支援編第2章第1節第2 避難所の開設・運営、避難生活の確保、健康管理」に準ずる。

市は、避難元市町村との間で広域避難者の情報を共有し、避難元市町村の職員が、広域避難者の受入れ施設において避難住民のケア・連絡調整が行えるよう支援する。

市は、避難元市町村等から提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報について、広域避難者に随時提供する。

市は、受入れ施設で実施している救助内容や広域的避難者に係る情報、受入れ施設の運営の状況等を適宜県に報告する。

第5 応急仮設住宅等の提供

市は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じて、被災市町村からの要請に基づき、既存の公営及び民間の賃貸住宅を借り上げするなどし、広域避難者へ応急仮設住宅等として提供する。

また、提供にあたっては、避難行動要支援者の優先的入居に配慮する。

第6 小中学校等における被災児童・生徒の受入れ

市教育委員会は、避難者の避難が長期化する場合などにおいて、避難児童・生徒のしない小中学校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の移行を確認した上で、被災市町村教育委員会と調整し、転入学等学校への一時受入れなどの対応を実施する。